

名古屋市告示第161号

公金の収納に関する事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託しましたので、同条第 2項の規定により告示します。

令和 8年 4月 1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 施設の名称
名古屋市総合社会福祉会館
- 2 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
名古屋市北区清水町四丁目17番1号
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
会長 河内 尚明
- 3 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入等
名古屋市総合社会福祉会館条例第 4条に規定する使用料
- 4 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和 8年 2月24日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した日
令和 8年 4月 1日

名古屋市健康福祉局地域共生推進部地域共生推進課